

2024 年度オーストラリア研修参加者を対象とした奨学金について

国際交流センター

2024 年度オーストラリア研修は、日本学生支援機構（JASSO）海外留学支援制度に採択されたプログラムとなります。多くの方の応募をお待ちしています。

1) 対象者

アスレティックトレーナー課程履修者

2024年10月現在、1年次生～3年次生が対象となります。（4年次生は卒業となるため資格なし。）

2) 募集人数・支援金額

5名に対して7万円を給付

3) 応募資格

選考時の前年度の成績評価係数が 2.30 以上(3.00 満点)である者

※詳細は、P.2の「日本学生支援機構 2024年度海外留学支援制度 応募資格について」をよく読んでください。

3) 応募方法

国際交流センターへメール (cie@ntu.ac.jp) をしてください。

応募期間：2024年11月1日（金）～11月25日（月）17時まで

①2023年度の成績表（GPA）をスクリーンショットなどで添付してください。

※1年次生は前学期の成績表（GPA）

②保護者の収入に関する証明書類（P.3を参照）を添付してください。

※この時点で提出できなくても構いませんが、12月2日(月)までに必ず提出してください。

*父母がいる場合 → 父母それぞれの証明書

*1人親の場合 → その方の証明書

*父母が両方ともいない場合 → 父母に代わって家計を支えている人の証明書
(2人いれば2人それぞれ)

4) 選考

提出書類および面接により選考します。

5) 結果通知

奨学金支給対象者の学内決定：2024年12月2日（月）（大学個人メールへ通知）

日本学生支援機構による最終決定：2025年2月下旬

以上

日本学生支援機構 2024 年度海外留学支援制度 応募資格について

※日本学生支援機構「2024 年度海外留学支援制度(協定派遣)事務手続きの手引き」より抜粋

奨学金支給対象者の資格及び要件

次の〈1〉～〈8〉に掲げる要件を全て満たしていることが条件となります。

- 〈1〉 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者。
- 〈2〉 学生交流に関する協定等に基づき、派遣先大学等が受入を許可する者。
- 〈3〉 経済的理由により、自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者。

機構が実施する **2024 年度第二種奨学金在学採用の家計基準(※次頁の家計基準を参照) に合致する者を優先する。**

- 〈4〉 派遣プログラム参加にあたり、必要な査証を確実に取得し得る者。
- 〈5〉 派遣プログラム終了後、在籍大学等に戻り学業を継続し、在籍大学等の学位を取得する者又は卒業する者。
- 〈6〉 在籍大学等における学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、次に定める方法で求められる、在籍大学等における**選考時の前年度の成績評価係数が 2.30 以上(3.00 満点)である者。**

※2024 年度新入生は前期の成績で換算します。

【成績評価係数の算出方法】

下記の表により「成績評価ポイント」に換算し、計算式に当てはめて算出

※小数点第3 位を四捨五入

5 段階評価	成績評価				
	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

[計算式]

$$\frac{(\text{「評価ポイント3 の単位数」} \times 3) + (\text{「評価ポイント2 の単位数」} \times 2) + (\text{「評価ポイント1 の単位数」} \times 1) + (\text{「評価ポイント0 の単位数」} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

- 〈7〉 本制度以外の、派遣プログラム参加のための奨学金等(渡航に係る費用及び返済が必要な貸与型奨学金や学資ローンは含まれない)を受ける場合、当該奨学金等の支給月額(複数の団体等から受ける場合は合計金額の月額換算額)が、本制度による奨学金月額を超えない者。

収入に関する証明書類

原則、2024年度所得証明書で、家計基準を満たしているか確認します。

所得を証明する書類
市区町村役場発行の所得証明書(写し可) ※「所得証明書」の名称は市区町村によって異なる場合があります。 例：課税証明書、非課税証明書など

市区町村役場発行の所得証明書の代わりに以下の書類でも構いません。

給与所得者	令和5年(2023年)源泉徴収票の写し
給与所得以外	【確定申告を確定申告書の持参・郵送により行った場合】 令和5年(2023年)確定申告書(第一表と第二表)(控)の写し (税務署の受付印があるもの) ※税務署の受付印がないものは、加えて市区町村役場発行の「所得証明書」又は「納税証明書」(有料)が必要。
	【確定申告を税務署以外のパソコンで電子申告により行った場合(e-tax を利用)】 「令和5年(2023年)確定申告書(第一表と第二表)」 (余白に受付日時と受付番号が印字されているもの)
	【確定申告を税務署の確定申告書作成コーナー等で作成して提出した場合(e-tax を利用しない場合)】 「令和5年(2023年)申告内容確認票(第一表と第二表)」 (余白に受付日時と受付番号が印字されているもの)

家計基準

家計の基準額は、大学種別、収入形態、通学形態、世帯人員によって異なります。

生計維持者(原則父母、父母がいない場合は代わって生計を維持している人)の収入・所得金額に基づき選考しますが、収入・所得の目安はおよそ次の金額(税込)以内です。

生計維持者が給与所得の場合(年間の給与収入)

(単位:万円)

世帯人数	自宅から通学している場合	自宅外から通学している場合
2人	1,092	1,139
3人	1,065	1,112
4人	1,149	1,196
5人	1,420	1,514

生計維持者が給与所得以外の場合(年間の所得金額)

(単位:万円)

世帯人数	自宅から通学している場合	自宅外から通学している場合
2人	684	731
3人	657	704
4人	741	788
5人	1,012	1,106